

第22期
第3回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和2年8月25日(火) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 2号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	議案第 8号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5	議案第 9号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第 10号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第3回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、3番 伊勢亀崇男委員 7番 中川要一委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第2号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明いたします。

報告第2号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇
賃貸人 白鷹町大字〇〇〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 畑
地 積 4 1 m² 他 3 筆
契約期間 昭和 5 2 . 4 . 1 ~ 昭和 6 2 . 3 . 3 1
解約日 令和 2 . 7 . 1 3
解約の事由 相手方の要望 以降自動更新
他 2 件
報告は以上になります。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので報告のとおり了承
するに、ご異議ありませんか。

《 異議なしの声 あり 》

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、報告のとおり了承することに決しました。

日程第 4 議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題と
いたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明申し上げます。

議案第 8 号「農地法 3 条の規定による許可について」次の農地について、農
地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号 1

申請人 譲受人 西村山郡朝日町〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇
地 番 〇〇〇番地〇
地 目 畑
地 積 4 1 6 m² 他 4 筆
経営面積 取得前 1 0, 9 7 5 m²
取得後 1 3, 9 7 7 m²
契約の種類等 賃貸借権の設定 (1 0 年)
対価 (1 0 a 当り) 〇〇〇〇〇円
備 考 令和 2 年 8 月 2 5 日 ~ 令和 1 2 年 8 月 2 4 日
他 6 件
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1 番案件について、6 番 高橋康子委員よりお願いいたします。

高橋康子委員 はい、議長。

議 長 はい、高橋委員。

高橋康子委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

8 月 1 8 日、わたくしと、齋藤永治郎委員の 2 名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、田植機 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。技術は本人が 4 0 年の経験があり問題ないと思われまます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しております。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。本人は朝日町在中であり、朝日町において 1 0, 9 7 5 m²を耕作しておりますので、取得後の経営面積は、朝日町の農地と合わせて 1 3, 9 7 7 m²となります。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でございました。2 案件から 3 案件について、2 番新野 清委員よりお願いいたします。

新野 清委員 はい、議長。

議 長 はい、新野委員。

新野 清委員 2番案件及び3番案件について調査のご報告をいたします。

8月12日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人が従事することです。技術は本人が5年の経験があり問題ないと思われま
す。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められ
ます。取得後の経営面積は18,712㎡です。権利を取得する農地の周辺の
農地に支障を生ずるおそれはありません。以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でございました。4番案件から6番案件について、5番鈴木政司委員よりお願いします

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 4番案件から6番案件について調査のご報告をいたします。

8月12日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。機械の所有状況につきましては、トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台、管理機1台、軽トラック1台、キャリアカー1台、乾燥機1台、籾摺樹1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人及び妻が従事することです。技術は本人、妻ともに50年の経験があり問題ないと思われま
す。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められ
ます。取得後の経営面積は56,081㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に支障を生ずるおそれはありません。以上、ご報告いた
します。

議 長

ご苦労様でございました。7番案件について事務局よりお願いします

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 7番案件について調査の報告を申し上げます。

いずれも農業者年金に係る案件となり、期間満了に伴う再設定となります。機械の所有状況、労働力の確保及び技術などの要件は、いずれも満たしていることをご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から7番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から7番案件について許可することに決しました。
日程第5 議案第9号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第9号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇	氏名	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇	氏名	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番地〇
地 目	畑
地 積	270㎡
契約の種類等	所有権の移転（売買）
転用目的	駐車場、雪捨場

備考 併用地（宅地）286.67㎡
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員

齋藤永治郎委員 1番案件について、調査のご報告をいたします。

8月19日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。転用を行うに必要な資力信用については、通帳の写しを確認し問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等はありません。隣接する宅地が併用地になります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、ないものと判断します。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上報告いたします。

議 長

ご苦勞様でございました。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第6 議案第10号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は、議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、5番 鈴木政司 委員の退室を求めます。

（鈴木政司委員 退室）

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第10号 「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

1 申出人 白鷹町大字〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇〇番地
地 目 田
地 積 2, 0 0 0 m² 他1筆
申出内容 土地の売却のあつせん
指名した調整委員
鈴木 政司 委員
安達 善晴 推進委員

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本件については承認することに決しました。

ここで、5番 鈴木政司 委員の入室を求めます。

(鈴木政司委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第3回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様

でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第3回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和2年8月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____